

奈良県信用保証協会とは

「奈良県信用保証協会」は、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

事業を営んでいる方が金融機関から事業資金を調達される際、奈良県信用保証協会は「信用保証」を通じて、資金調達をサポートします。

ご利用状況

全国各地に信用保証協会があり、日本の中小企業・小規模事業者381万企業のうち、126万企業のみなさまにご利用いただいております。

当協会において、奈良県の中小企業・小規模事業者3万3,269企業のうち、1万2,087企業のみなさまにご利用いただいております。

県内では、約4割の企業が奈良県信用保証協会をご利用いただいております。

奈良県信用保証協会の概要

(平成30年3月末日現在)

創立	昭和24年12月3日
法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	195億円
保証債務残高	2,143億円
常勤役員	5名
職員	73名

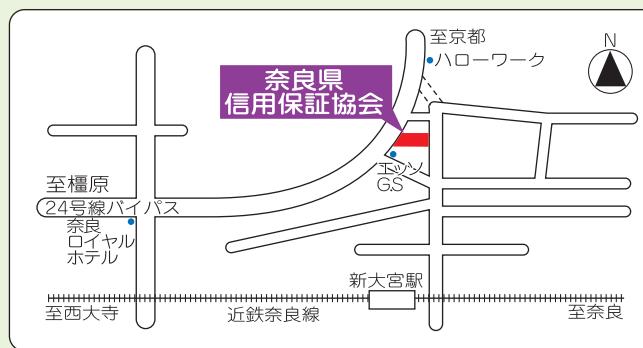
保証協会は不正利用者、反社会的勢力に対しては厳正な姿勢で対処します。

- ・保証協会では第三者が介在した保証申込は一切受け付けません。
- ・信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りします。
- ・保証審査に関する第三者からの問い合わせには答えられません。

本店

〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

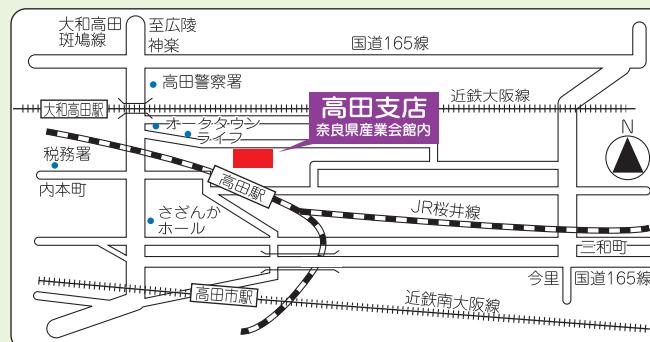
保証課	TEL.0742-33-0552
経営支援グループ	TEL.0742-33-0559
再生支援グループ	
創業支援グループ	
代位弁済グループ	TEL.0742-33-0555
管理課	TEL.0742-33-0554
企画情報課	TEL.0742-33-0548 TEL.0742-33-0710
総務課	TEL.0742-33-0551
検査室	TEL.0742-33-0512



高田支店

〒635-0015 大和高田市幸町2-33 (奈良県産業会館内)

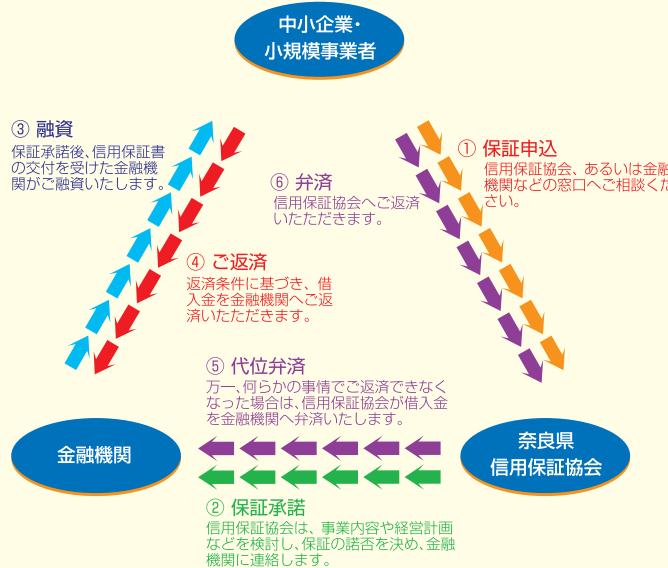
TEL.0745-22-9551



業務のご案内



信用保証制度のしくみ



信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会がお客様の委託に基づいて金融機関に信用保証を行い、その対価として信用保証料をいただいているものです。

いただいた信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填や経費等、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当します。

信用保証料率は、お客様の財務内容や経営に関する情報を基に「中小企業信用リスク情報データベース（略称：CRD）」を活用し、原則として年0.45%から1.90%の9段階に区分し決定しています。

※CRDとは、信用保証協会や政府系・民間金融機関などの機関によって構成され、全国の中小企業の経営データなどを集積したデータベースです。



奈良県信用保証協会をご利用いただくと大きなメリットがあります。

● 金融機関からの資金調達をサポートします。

金融機関とのお取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも信用保証協会の保証で融資がスムーズに受けられます。信用保証協会が公的な保証人となることで借入しやすくなり、金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用で融資枠の拡大が図れます。

● 長期の保証で、毎月の返済額を軽減、資金繰りをサポートします。

通常、金融機関からの融資期間は3~5年ですが、信用保証協会を利用すると7~10年の長期の無担保融資が可能となります。また、一般制度の保証期間は最長15年（運転資金は10年）、一定条件クリアで融資期間が最長20年という超長期の保証もあります。

● 貸出金利等が優遇されている地方公共団体の融資制度がご利用になります。

信用保証協会の保証により、地方公共団体の保証料補助や利子補給を受け、借入負担が軽減される融資制度が活用できます。

● ニーズに合わせた、保証制度を用意しています。

さまざまなニーズに応じた保証制度をご用意しております。また、有利な条件で借入ができる地方公共団体が行う制度融資や迅速な保証対応が可能な奈良県信用保証協会独自の保証制度もご利用できます。

● 担保がなくてもご利用いただけます。

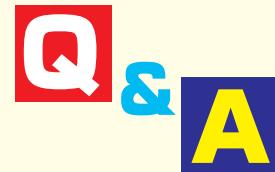
不動産担保に過度に依存しない保証推進に努めています。

● 信用保証料以外のご負担はありません。

奈良県信用保証協会のご利用に必要な費用は、信用保証料のみです。

● 関係機関と連携して経営をサポートします。

「専門家派遣」、「休日夜間総合相談窓口」、「経営診断システム」、「経営改善計画策定費用補助」など経営に関するサポートメニューをご用意しております。



Q1 奈良県信用保証協会を利用したいのですが、どうすればよいですか？

A1 奈良県信用保証協会、金融機関などの窓口へお気軽にご相談ください。

Q2 奈良県信用保証協会を利用するには費用がかかりますか？

A2 ご利用に必要なのは、奈良県信用保証協会の保証により金融機関から借入れをされた時に、信用保証料をご負担いただきますこの費用（信用保証料）だけです。

Q3 保証を申し込みした後、どのような審査がありますか？

A3 申込書類、決算書などを基に審査を行います。また、お客様を訪問し直接お話しを伺うこともあります。

Q4 赤字決算でも保証の申し込みはできますか？

A4 赤字だけを理由にお断りすることはありません。赤字の原因や経営意欲・事業計画などを総合的に検討し判断しています。

Q5 事業を始めたばかりですが、保証の申し込みはできますか？

A5 これから事業を始める方、事業を始めて間もない方を対象とした保証制度もご用意しています。

Q6 住宅ローンや生活資金などの借入は保証の対象になりますか？

A6 住宅ローンや生活資金などの借入に対する保証はできません。対象となる資金は事業を営むために必要な運転資金および設備資金に限られます。

Q8 前回初めて保証申込を行い、現在返済中で融資残高があります。今回、追加資金が必要となったのですが再度保証申込はできますか？

A8 並行して借入は可能です。但し、現在の事業内容や資金の必要性、返済能力など総合的に判断を行います。既に複数口の利用のあるお客さまであれば、返済負担を考慮し借入を一本化することも可能です。

Q9 もっと詳しく奈良県信用保証協会のことが知りたいのですが？

A9 奈良県信用保証協会のホームページをご覧ください。
<http://www.nara-cgc.or.jp>